

○ 「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」改定案 新旧対照表

下線部が変更箇所

改 定 案	現 行
電気通信事業分野における競争の促進に関する指針 <u>令和〇年〇月〇日</u>	電気通信事業分野における競争の促進に関する指針 <u>令和4年6月30日</u>
公正取引委員会 総務省	公正取引委員会 総務省
電気通信事業分野における競争の促進に関する指針 (目次) [I ・ II 略] III 競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為 [1 略] 2 その他 <u>事業者</u> が採ることが望ましい行為 [(1)～(6) 略] <u>(7) 携帯電話サービスにおける乗換え時のスイッチングコストの低減</u> [IV 略]	電気通信事業分野における競争の促進に関する指針 (目次) [I ・ II 略] III 競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為 [1 略] 2 その他 <u>電気通信事業者</u> が採ることが望ましい行為 [(1)～(6) 略] <u>[新設]</u> [IV 略]
[I ・ II 略] III 競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為 [1 略] 2 その他 <u>事業者</u> が採ることが望ましい行為	[I ・ II 略] III 競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為 [1 略] 2 その他 <u>電気通信事業者</u> が採ることが望ましい行為

<p>[(1)・(2) 略]</p> <p>(3) 電柱・管路等の貸与関係</p> <p>ア 電柱・管路等の貸与担当部門と他部門・自己の関係事業者との情報遮断等</p> <p>電柱・管路等を保有する事業者は、競争を一層促進する観点から、その貸与担当部門と<u>他</u>部門・自己の関係事業者との間において、貸与手続を通じて知り得たインフラベースの事業者の情報を遮断する措置を講じるとともに、情報遮断の具体的な実施については、企業秘密の保持等に配慮した上で、その実施状況を外部から検証できる方法を採用することが望ましい。</p> <p>[イ・ウ 略]</p> <p>[(4)～(6) 略]</p> <p><u>(7) 携帯電話サービスにおける乗換え時のスイッチングコストの低減</u></p> <p><u>端末設備の製造業者は、利用者が移動体電気通信事業者を乗り換える際のスイッチングコスト低減の観点から、それぞれの経営判断の下、可能な範囲で、全ての移動体電気通信事業者に共通して割り当てられた周波数帯に対応する端末設備等、いずれの移動体電気通信事業者の周波数帯にも対応する端末設備を製造することが望ましい。</u></p> <p>[IV 略]</p>	<p>[(1)・(2) 略]</p> <p>(3) 電柱・管路等の貸与関係</p> <p>ア 電柱・管路等の貸与担当部門と他部門・自己の関係事業者との情報遮断等</p> <p>電柱・管路等を保有する事業者は、競争を一層促進する観点から、その貸与担当部門と<u>自己の営業</u>部門・自己の関係事業者との間において、貸与手続を通じて知り得たインフラベースの事業者の情報を遮断する措置を講じるとともに、情報遮断の具体的な実施については、企業秘密の保持等に配慮した上で、その実施状況を外部から検証できる方法を採用することが望ましい。</p> <p>[イ・ウ 略]</p> <p>[(4)～(6) 略]</p> <p><u>[新設]</u></p> <p>[IV 略]</p>
--	---